

2018年度 政府促進策研究委員会 成果報告



2019年3月14日
中国IPG 政府促進策研究委員会
何珊妹(パナソニックES社)

0. 委員会メンバー

※委員会登録企業：合計14社 16名

1	オムロン(中国)有限公司
2	索尼(中国)有限公司
3	兄弟(中国)商業有限公司
4	兄弟(中国)商業有限公司
5	三菱重工業(中国)有限公司
6	花王株式会社
7	安川電機(中国)有限公司
8	TMI総合法律事務所駐北京代表処
9	松下電器研究開発(蘇州)有限公司
10	東芝(中国)有限公司
11	理光(中国)投資有限公司
12	IP FORWARD法律特許事務所
13	IP FORWARD法律特許事務所
14	村田(中国)投資有限公司
15	パナソニックチャイナエコソリューションズ社
16	パナソニックチャイナエコソリューションズ社

- 当委員会委員長はパナソニックES社、副委員長をオムロン中国が担当。

1. 現状と課題

・「国家知識産権戦略要綱」、「中国製造2025計画」、「知財強国の建設の加速に関する若干意見」など国の戦略に順応するために、各地方はイノベーション促進策を積極的に打ち出されました。

・イノベーション促進策の中に、知財に係る政策が多く含まれています。

しかしながら、

- ・ 各省、市、区又は開発区は各地の経済発展状況、地域の特性に合わせてそれぞれの政策を制定し、実施されている。
- ・ 国の方針に合わせて政策を調整しているため、地方政策の変更、調整はほぼ毎年発生。
- ・ 政策の制定・発行機関は知識産権部門、科学技術部門、財政部門…各地それぞれ違う。
- ・ 出願の資金援助、優秀特許の奨励、海外権利行使の支援、特許抵当融資の支援など支援の名目が多い、把握しにくい。

⇒個社が情報収集の限界があるので、イノベーション支援策の運用率は低い。

2. 調査目的

- ・外資企業が活用できる支援策を調査して分析、研究し、現時点における政府促進策の目的、今後の変化傾向等を把握し、メンバー各社の支援策運用検討の時に参考できる。
- ・委員会メンバーの関心度が高い地域別、政策別の支援策を調査し、運用立案の参考とする。

3. 調査研究方法

■ 日系企業が活用できる政府の支援策の調査、特定

- ・調査対象：

ハイテク認定管理規定による税金免除の優遇政策の他に、外資企業が活用できる支援策（出願支援の他に、税制の免除、技術取引支援などを含む政府の支援政策）、例えば、現地出願の部分費用免除（上海）、一定件数特許の出願後の支援金支給（北京中関村開発区）、「企業知財管理規範 GB/T29490」導入の費用支援（深セン）など。

- ・活動方法：

- ①地域別、種類別、主なイノベーション政策を収集して分析、検討。
- ②コンサルティング会社による説明会開催。
- ③各社の運用状況に関する情報交換等。

3. 調査研究方法

■ 支援策の運用検討

・活動内容:

支援策の運用に関して検討する。具体的には、各政府施策は実際に外資（日系）にOPENになっていて使える/使い易いものか否か。外資（日系）にとって利用にハードルが有る場合、それは何でどのような対策があるか。これらについても調査研究する。また、各政府施策について、知財観点でのメリットやリスクについても調査研究する。

・活動方法:

- ① 運用経験がある特許事務所による講演。
- ② 一部の重点地域の知財局、科学技術委員会或いは開発区を訪問し、運用状況をヒアリング 等

4. 研究に基づく成果

■ 日系企業が活用できる政府の支援策の調査、特定

一、中国における専利支援政策に関する調査の実施

■ 目的:

中国中央政府及び地方政府による専利の権利化及び権利活用等の支援策について調査分析することにより、中国におけるイノベーション促進のための知財(専利)政策の取り組みを把握するとともに、中国に進出日系企業等の現地での取り組みに資すること

■ 調査内容

- (1) 中国における専利支援政策の概要
- (2) 各地方政府独自の専利に関する政策の概要
- (3) 各地方政府における企業向け専利支援政策

■ 成果

「中国における専利支援政策に関する調査レポート」

二、「北京市のハイテク企業減税・奨励金申請」セミナー参加

- (1) 科学技術関連の支援政策紹介
- (2) 「ハイテク認定に関するQ&A」に関する説明
- (3) 「北京市各区県の知的財産権・専利に対する奨励標準」の検討

4. 研究に基づく成果

■ 支援策の運用検討

一、「2018年ハイテク認定政策」、「技術型企業が政府の税制優遇政策の適用を申請する場合の方略」に関するセミナーを開催

■ 日時： 2018年7月9日(月) 15:00～16:30

■ 講師： 北京漢徳信知識産権諮詢有限公司 韓聞洋総経理、燕艶軍先生

■ 内容： 2018年度ハイテク認定政策の概要及び技術型企業が政府の税制優遇政策を運用するに関する方略を紹介していただいた。ハイテク企業認定を受けるメリット、ハイテク企業認定に関する政策の変化点、認定申請の留意点及び認定後の管理要件などを詳しく説明していただいた。



二、北京市中関村知識産権促進局訪問

■ 日時： 2018年10月23日(火) 14:20

■ 目的： 中関村における専利支援策及びイノベーション促進支援の調査

■ 内容： 中関村の促進制度やプログラムの利用において、日系(外資・外国)企業と中国企業は差別されない点、当該局のプログラムには資金支援(補助金)制度は特に無い点、代表的な支援策として、優先審査への推薦がある点、などのポイントをヒアリングできた。



三、その他、個別法規、政策の検討

- ・BLJ法律事務所遠藤先生が作成した「中国知的財産法制最新情報」の研究
- ・「企業所得税優遇政策事項取扱弁法」及び「企業が海外で発生した委託研究開発費用の納税前相殺控除の関連政策問題に関する通知」の研究、検討 など

5. 実務への提言

委員会が立ち上がる初年度のため、実務への提言を出せることより、まず、中国全土の支援策俯瞰まで提供し、日系各社が中国の優遇策を検討する上で有用な情報の提供するようにした。

下記日系企業が多く設置されている10個の重点都市を選んで重要支援策を抽出し、テーマ別に支援策を纏めた。

カテゴリ	地域
直轄市	北京市
	上海市
重点省	広東省
	浙江省
	陝西省
重点市	広州市（広東省）
	深セン市（広東省）
	珠海市（広東省）
	蘇州市（江蘇省）
	杭州市（浙江省）

6. 積み残された課題

1、入手した情報の深掘分析

- ・地域間のばらつき
- ・重点分野及び重点施策の整理

2、政府促進策の変化傾向の把握

3、政策運用に関する政府へのヒアリング

上海市、広州市、深セン市など重点都市の知識産権局訪問

⇒2019年度、継続に実施する考えです。

【研究成果】 重点地域の支援策一覧表

- ※ 「中国における専利支援政策に関する調査」レポートで収録した関連イノベーション促進策に基づき、纏めたものである。
- ※ 最近2年間の政府促進策から抽出したものである。
- ※ 委員会メンバーの観点が含まれているものである。

【研究成果】重点地域支援策一覧表 1/10

■北京市 & 中関村

支援策	北京市 & 中関村
国内出願 & グローバル出願支援	・北京市：発明1500元/件、実案・意匠150元/件、事務所費用1000元/件。発明の第7、8年目の年金500元/件。 ・中関村：国内発明出願：5000元/件、最大300万元/1企業、代理事務所に1000元/件（新規の場合、2000元/件） ・PCT、パリ条約：3万元/件×3ヶ国、最大300万元/1企業。その他、代理事務所に3000元/件×3ヶ国、最大300万元/1事務所 ・中国特許金賞30万元/件、優秀賞10万元/件、北京市一等賞20万元/件、北京市二等賞10万元/件、北京市優秀賞5万元/件、北京市特別貢献賞100万元/件 ・海外商標出願：5000元/件、最大50万元。その他、代理事務所に3000元/件×3ヶ国、最大300万元/1事務所 ・著名商標認定：10万元～30万元/件
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	・北京市重点産業（IT情報産業及びバイオ・医薬産業）支援基金：第一期4億元、その内に政府投資9500万元、重点産業企業、知財サービス機構及び投資会社の投資は30500万元。 ・対象：コア特許或いは高価値特許のポートフォリオ（パテントプール）を持っている重点企業に10年間の無金利ローンを貸与する。 ・海外から導入したハイテク投資プロジェクトに50万元～100万元の支援金を支給。 ・ハイテク認定手前企業に育成資金を支給。 ・特許譲渡、出願権譲渡、実施ライセンス契約の収益に伴う関連税金を免除する。 ・北京市知識産権モデル企業：一般企業に5万～10万元、重点企業に15万元の現金を援助する或いは20万元以内の無金利ローンを貸与する。（中関村）
リスク管理、権利行使サポート	・模倣品摘発奨励金300元/件、重大案件3000元/件 ・特許調査、リスク分析など：発生費用の50%、100万元～200万元/1重点企業 ・海外特許リスク調査：実際発生費用の50%（その内、70%は自社使用、30%は事務所へ） ・商標調査、リスク分析など：発生費用の50%、50万元～100万元/1重点企業 ・データベース構築、ライバル企業調査、特許リスク調査、特許管理システムの構築に10万元/1プロジェクト（中関村）
権利活用（商品化）支援	・ハイテク成果の利用（転化）支援金：100万元～500万元/企業 ・特許商用化支援金：500万元以上譲渡或いはライセンスした場合、50万元～100万元の現金支援
AI、IoT関連促進策	・重点支援領域：AIコア計算法、ロボット、集積回路チップ、Wafer、MEMS、FPGA、図形処理（GPU）、神経ネット処理（NPU）などのチップ開発、機械視学、音声認識、顔認識、生物特徴認識など応用技術、レーダー探査、生物センサ、動作認識、感情読み取りなどセンサの開発、5G通信、無人運転、IoT工場 ・知能ロボット企業の海外出願について、出願時、一ヶ国6万元×3ヶ国、登録後、1万元/件。最大600万元/1企業。 ・知財の重点取り組み：知財ポートフォリオの構築及び快速権利化支援 ・研究開発費用支援：200万～500万元。 ・研究成果運用支援：300万元。 ・ロボット企業或いはロボットR&Dの投資に投資額の10%～20%、100万元～600万元の援助金を支給する。
中小企業、ベンチャー企業支援	・イノベーション券を発行。10万元～50万元/1企業 ・企業開発費用の5%～10%を補助し、最大20万元/1企業（中関村） ・特許を以て起業する企業に10万元の支援金を支給。（中関村）
外資系企業支援	・外資のR&Dセンターの研究開発用設備の輸入税免除 ・中関村にロボット産業のグローバルトップ企業は企業を投資する、ロボット産業のグローバル本部或いはR&Dを設置する場合、投資の20%、最大5000万元の支援金を支給する。
その他	・人材導入計画「千人計画」、「海聚工程」：重要人材導入に50万元/年間、外国専門家の給与の50%～80%を補助する。 ・知的財産抵当ローンで融資した企業に20万元/年間の利息補助を支給する。

【研究成果】重点地域支援策一覧表 2/10

■上海市

支援策	上海市
国内出願&グローバル出願支援	※各特許は複数特許出願人が存在する場合は、第一出願人のみ補助する。※中央財政又は市の財政の関連特許補助を受けた場合は、重複補助不可。国内発明特許登録後の補助金額は1回2500元を上限。第3年目の特許年金納付後の補助金額は1500元を上限” ・ 小微企業（中小企業）初めて国内発明特許が登録になった際に、1回のみ3000元を超えない補助金を支払う。 ・ 中国特許奨の国内発明特許に対して、1回のみ10000元を補助 ・ 香港・マカオ・台湾の特許出願費用を補助、各出願費用の補助金額は3000元を上限。 ・ PCT経由登録特許は各国補助金額は5万元を上限（各発明特許の補助は5カ国を超えないこと）、パリルート経由登録特許は各国補助金額は4万元を上限。同一補助金申請人は年度ごと獲得する外国特許補助金の総額は1千万元を上限。
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	・ 知識産権評価試行テーマ：人工智能又はチップ産業を優先 ・ 「科技创新行動計画」企業と科技小巨人企業を育成。実施周期内の研究開発支出費用の20%、科技小巨人企業は1企業は最高150万元、科技小巨人育成企業は最高1企業100万元を補助。テーマ実行年限は2年、2018年1月1日～2019年12月31日 ・ 技術サービス機構の重点支援領域：智能製造、環境保護及び新エネルギー領域を対象、選定対象に対して経費支援 ・ 特許補助：特許試点企業は40万、特許模範企業は60万（企業の経営状況、研究開発費用、知財体制、特許保有件数、特許実施件数、知財人員、特許保護など評価基準による採点）
リスク管理、権利行使サポート	・ 模倣特許行為が検挙される行為を奨励、「荣誉证书」を授与
権利活用（商品化）支援	・ 特許権が安定的（権利付与後8年以上権利維持または、復審審判で権利有効維持できた場合）と、実際運営されている国内発明特許（特許権の譲渡または、許可、特許質権と特許保険に活用された場合）に対して、1回のみ3000元を補助
AI、IoT関連促進策	上海市人工智能創新發展テーマの申告 IoT創新と融合応用テーマ募集：センサ技術、IoT操作システム、IoTとビッグデータとの融合するための重要技術、IoTコアチップ、智能製造、智能交通と車のIoT、智能医療と健康福祉、智能都市、産業公共サービスプラットフォーム、測定と安全評価体系 支援基準：テーマの総投資額の30%（総投資額は1500万元及び以下の一般テーマは、個別テーマの支援金額は300万元を上限；総投資額は1500万元以上の重点テーマは、個別テーマの支援金額は2000万元を上限。市政府が許可する重大テーマは上限金額制限を受けない
中小企業、ベンチャー企業支援	・ 小微企業（中小企業）初めて国内発明特許が登録になった際に、1回補助金額が3000元を上限。 ・ 科技创新券：法人ではない中微小企業&上海市科技孵化器創業園の企業&創業テーマは製品研究開発及び転換に必要なテスト又は研究開発がある。最高10万元
外資系企業支援	なし
その他	

【研究成果】重点地域支援策一覧表 3/10

■ 広東省

支援策	広東省
国内出願&グローバル出願支援	・ 全省における権利付与されたPCT国際出願が出願及び授権中に発生したオフィシャルフィーを支援。 ・ 粵（広東）東西北地区における権利付与された中国発明専利が出願及び授権中に発生したオフィシャルフィーを支援。 ・ 権利付与された中国発明専利の3年内の年費を支援。 ・ 広東専利奨：金奨 10万元/項 優秀奨：5万元/項 発明人奨：2万元/項 ・ 中国専利奨：金奨 100万元/項 中国専利/意匠優秀奨：50万元/項
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	・ 重点産業：新一代情報技術産業、生物産業、高端装備及び新材料産業、緑色低炭素産業、デジタル創意産業、戦略性産業 ・ 広東省知識産権モデル企業、優位企業：各政府が一定の支援をする。広東知識産権保護協会がそれらの企業に関連サービスを優先的、重点的に提供する。 ・ 重点支持骨幹企業：電力市場に進出する場合電気代が優遇される。所在地の政策により専項資金等の支援金を受けることができる。 ・ ハイテク企業認定は国家「ハイテク企業認定管理弁法」に基づいて行われる。
リスク管理、権利行使サポート	・ 重点行動計画：厳格な知識産権保護を実行、発明創造の質と量の向上を促進、企業の核心専利を把握する能力の向上、重点産業の専利ナビ計画を実施、専利技術の実施転化を推進、知財運営取引体制を構築、知識産権金融発展に力を入れる、知識産権早期権利保護体制の構築を加速する、知識産権の海外保護を積極的に展開、知識産権サービス能力を全面強化。
権利活用（商品化）支援	・ 広東省科技創新戦略専項資金広東香港聯合支援：150万元/項 ・ 科技発展専項資金項目： - 省重大科技専項：研究所、大学等の場合は立項時に60%、一年後中期検査に合格したら残り40%を支援。 - 企業の場合は立項時に60%、項目終了後残り40%を支援。 - 応用型科技研究開発専項：重大項目 800万 重点項目 300万
AI、IoT関連促進策	・ 新一代AI専門課題：最前線及び肝心技術研究開発、肝心部品及びシステム研究開発、業界創新応用、開放性課題、AI技術標準研究及び公共サポートサービスプラットフォームの構築、国家プラットフォームの構築と接する。 ・ スマートロボット及び装備製造専門課題：ロボット多機コントロール/人機共融技術、工業ロボット生産ラインのスマートサポートシステム研究開発、工業ロボット用核心部品、スマート装備製造核心部品、ロボットシステム集積技術及び応用示範、精密製造暁向けのスマート加工装備及びシステム、成功加工業向けのスマート製造設備及びシステム。 ・ IoT集積創新及び応用項目募集技術分野：探知器技術、IoT操作システム、IoTとビッグデータ融合肝心技術、IoT核心チップス、スマート製造、スマート交通及びRFID（車聯網）、知恵医療と健康老後、知恵都市、産業公共サービスプラットフォーム、テストと安全評価体系。
中小企業、ベンチャー企業支援	なし
外資系企業支援	なし
その他	

【研究成果】重点地域支援策一覧表 4/10

■浙江省

支援策	浙江省
国内出願&グローバル出願支援	・国内特許 3000元/件を補助する； ・2017－2020の間に、特許を6年以上維持する場合、第7－9年の年金の30%を補助する； 特許を9年以上維持する場合、第10－15年の年金の50%を補助する； ・国家特許賞・意匠特許賞に選ばれた場合、金賞 50万元、優秀賞 5万元； ・省特許賞・意匠特許賞に選ばれた場合、金賞 10万元、優秀賞 5万元。
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	・新製品または新技術を開発する時に、無形資産を形成しない場合、税金を計算するときに、開発費用を控除した上で、プラス開発費用の50%を控除する ・無形資産を形成する場合、税金を計算する時に、無形資産コストの150%として分担する； ・研究開発活動が成功する場合、開発費用の15%を上限として補助する；研究開発活動が失敗する場合、開発費用の30%を上限として補助する。
リスク管理、権利行使サポート	・浙江省外又は海外の他社特許を導入し、大きな経済利益がある場合、実際導入について支払う金額は500万元以上（本数を含む）の場合、100万元を補助する； ・実際導入について支払う金額は100万元以上（本数を含む）、500万元未満の場合、50万元を補助する； ・実際導入について支払う金額は50万元以上（本数を含む）、100万元未満の場合、25万元を補助する。
権利活用（商品化）支援	なし
AI、IoT関連促進策	・GB/T12643-2013国家標準に符合する産業ロボットを購入する場合、奨励金を提供する
中小企業、ベンチャー企業支援	・知財権融資・専利保険の推進； ・海外で中小企業が自社権利を守るために活動（訴訟、権利行使）をする場合 - 省内のある業界又は産業の重大利益にかかわる場合 40万元を援助する - 省内の重点企業（業界）特許保護に関する試験的な活動に選ばれた場合 5万元を援助する。
外資系企業支援	なし
その他	・試験的な国家専利導航工程に選ばれた場合 80万元 ・試験的な省専利導航工程（重大経済科技活動知財評価活動を含む）に選ばれた場合 30万元 ・国家知識産権示範企業に選ばれた場合 50万元 ・省専利戦略推進工程に選ばれた場合 20万元 ・国家知識産権の試験的な企業に選ばれた場合 30万元 ・省知識産権示範県（市、区を含む）に選ばれた場合 15万元 ・国家企業知識産権管理標準を実施する優秀な企業に選ばれた場合 30万元 ・省級流通領域の知識産権保護に関する試験的な企業に選ばれた場合 10万元 ・国家級知識産権保護規範化に基づく、市場を拡大する企業に選ばれた場合 30万元 ・省級専利示範企業に選ばれた場合 5万元 ・国家知識産権優勢企業に選ばれた場合 10万元

【研究成果】重点地域支援策一覧表 5/10

■陝西省

支援策	陝西省
国内出願&グローバル出願支援	・ 授権発明 ≤3000元/件 ・ 授権発明6年以上 ≤1200元/件（一括） ・ 授権実案 ≤1000元/件 ・ 国外PCT経由 - 国際初審 ≤1万元/件 - 各国審査 ≤2万元/件/国（≤5国） - 海外授権 ≤10万元/件/国（総額≤50万） ・ その他 各区 柔軟に調整可能 ・ 原則 援助金 ≤ 実際支出金額
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	・ 技術先進型サービス企業認定 税金優遇政策 （1）企業所得税15%控除 （2）社員教育経費（≤社員工賃総額8%）を課税所得から控除可能；（8%を）超えた部分は、後年度に繰越し控除可能。
リスク管理、権利行使サポート	・ 違法行為が確認された場合 - 詳細情報、証拠を提出&調査協力 500-1000元の奨励金 - 手がかかるのみ 200-500元の奨励金 ・ 重大案件の摘発、案件解決に多大な貢献 上述の奨励金上限なし
権利活用（商品化）支援	・ 職務科学技術成果の転換後、科学技術的成果を達成した部署は、規則に従って、或いは科学技術要員との合意で、完了、または転換された科学技術成果に重要な貢献を寄与した要員に奨励、または報酬を与える ・ 科学技術成果を達成した部署が規則も明記していないし、科学技術要員とも奨励、または報酬の手段及び金額についても合意しなかった場合、科学技術成果の完了、転換に重要な貢献を寄与した者に対する奨励または報酬は、下記の通り与える。 （1）職務科学技術成果が他者に譲渡、または実施のために許可される場合 ≥科学技術成果の移転からの純利益または純ライセンス収入の80% （2）職務科学技術成果を価格を算定し、投資として使用される場合 ≥科学技術的成果によって形成される株式または資本拠出の80% （3）職務科学技術成果を自己実施するまたは他者と協力実施する場合、実施が成功してから3年から5年後に連続し、実施成果の年間営業利益の10%以上
AI、IoT関連促進策	なし
中小企業、ベンチャー企業支援	- 中小企業を対象として、 ・ 抵当貸付の算定に支援金政策を設立 ・ イノベーション券を発行。10万元-20万元 ・ 陝西省科学技術保険費用の助成金（金額不明）
外資系企業支援	なし
その他	最高成果賞 100万元〔20万元（個人）80万元（科学研究助成金）〕 基礎研究多大貢献賞 80万元〔20万元（個人）60万元（科学研究助成金）〕 一等賞 6万元 二等賞 3万元 三等賞 1万元

【研究成果】重点地域支援策一覧表 6/10

■広州市（一）

支援策	広州市（一）
国内出願&グローバル出願支援	・ 貴標企業は、2016年度において、特許出願数は、20件以上又は発明特許出願数は、5件以上になる場合：当該企業に10万円、知的財産代理機構に5万円を支援する。特許の出願数が左記基準にならない場合、当該企業に6万円、代理機構に3万円を支給する。 ・ 国内特許：職務発明：4300元/件；非職務発明：2500元/件；国家知的財産局費用減額を受ける特許：850元/件；初回授權を受けた特許：さらに2000元を増額；代理機構に委託した場合：さらに1000元を増額。 ・ 国外特許：アメリカ、日本、イギリス、ヨーロッパ等での特許権を取得した場合：4万円/件；「一帯一路」周辺国での特許権を取得した場合：2万円/件；その他の国：1万円/件。 ・ PCTで外国国家段階に入る場合：職務発明：1万円/件；非職務発明：5000元/件。 ・ 特許年費に関する補助：6年間有効維持した特許：1800元/件；7-9年間有効維持した場合：もう一回奨励金（7年：1500元8年：3000元9年：4500元） ・ 前年度特許授權数が20件以上になる権利者：3万円、超えた部分について、20件毎に、3万を増額。 ・ 特許代理機構への補助：広州市の特許出願を代理し、授權された場合：500元/件。 ・ 国内特許：発明特許：職務発明：7700元/件；国家知的財産局費用減額を受ける特許：3300元/件；非職務発明：2600元/件；初回授權を受けた特許：さらに2000元を増額；代理機構に委託した場合：さらに1300元を増額。實用新案：600元/件；意匠権：400元/件。 ・ 国外特許：アメリカ、日本、イギリス、ヨーロッパ等での特許権を取得した場合：4万円/件；その他国での特許権を取得した場合：1万円/件。一発明は、2国まで支援する。 ・ PCTで国際検索報告を取得した後：権利者が単位である場合：1万円/件；個人である場合：5000元/件。 ・ 特許年費に関する補助：6年-9年間有効維持した特許：年費総額の70%を補助する。 ・ 前年度特許授權数が30件以上になる権利者：3万円、超えた部分について、30件毎に、3万を増額。 ・ 特許代理機構への補助：広州市の特許出願を代理し、授權された場合：500元/件。
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	・ 創立初期の科技企业は、投資を取得した又はインターネットでの株権融資プラットフォームで融資できた場合：投資金額の10%程度の補助金。一企業年度補助金は、100万円を超えない。 ・ 銀行貸し付け金を取得した中小企業に対して、利息補助金を与える。補助金額は、すでに支出した利息総額の15%を超えない。一企業年度補助額は、100万円を超えない。 ・ 科技企业は、保険を購入した場合、保険費の30%-60%を補助する。一企業年度補助額は、30万円を超えない。 ・ 上場された企業に対して：広州株権センター科技市場で、上場した場合：株主会社：10万円、有限会社5万円。株式制改革を完成した科技企业に：20万を補助する。新三板で上場契約を締結した科技企业に：50万円を補助する。 ・ 中国イノベーション創業試合決勝戦で受賞：第1名：50万円；第2-4名：40万円；第5-10名：30万円。その他受賞者：5万円。広州南沙香港科技大百万賞金創業試合で受賞した場合：一等賞：30万；二等賞：20万；三等賞：10万；優勝賞：5万。広州青年創業試合：決勝戦トップ100名：一社2万円。 ・ 中国イノベーション創業試合広州区の主催単位に実際の開催費用（200万円を超えない）を補助する。そのたイノベーション活動を行う場合、実際の合理的な費用の50%を補助する。一単位年度累計補助金が300万円を超えない ・ 外国機構と科技合作契約を締結した企業に対して、200万円を支給する。 ・ 2017年度成長性の高い優秀企業、技術イノベーション優秀企業、モデルイノベーション優秀企業、プラットフォーム優秀企業を合わせて100社に対して支援する。 ・ 「広州市イノベーションベンチマーク企業」証書と標識を授与；成長性の高いベンチマーク企業と技術イノベーションベンチマーク企業に対して、その2017年にかかった研究開発費に従って、同額資金（500万円を超えない）を奨励する。モデルイノベーションベンチマーク企業とプラットフォームベンチマーク企業に対して、100万円を奨励する。 ・ 広州市産業技術重大研究プロジェクトについて、支援金を支給する。 重点支援分野（情報通信、AI、生物医薬など）：全部で2億元を超えない。 生物医薬分野：一プロジェクト：総投資は、1200万円以上になる必要があり、完成後400万円を支援する。その他分野のプロジェクトについて、総投資は、600万円以上になる必要があり、完成後200万円を支援する。 将来性のある産業コア技術開発（AR/VR技術、IoT技術、ブロックチェーン等）：プロジェクト毎に、200万円を支援する。 産学協同プロジェクト：800万円を支援する。 ・ 国民生活に密接的に関連する8分野について、プロジェクト毎に100万円。 ・ 広州市科学研究計画プロジェクト：500プロジェクト、20万円/件

【研究成果】重点地域支援策一覧表 6/10

■ 広州市（二）

支援策	広州市（二）
リスク管理、権利行使サポート	2016年度研究開発費によって、補助する。 支出額が、1億未満の場合、5%を補助する。 支出額が1億～5億円の場合、其の内の1億円について、500万円を補助し、その他支出について、2.5%を補助する。 支出額が5億～10億円の場合、其の内の5億円について、1500万円を補助し、その他支出について、2%を補助する。 支出額が10億円を超える場合、其の内の10億円について、2500万円を補助し、その他支出について、1%を補助する。 - ハイテック技術企業：30万円。前年度研究開発費規模が比較的に大きい場合、奨励金を支給する： 研究開発費は、200万円～1000万円（本数含まない）の場合、別途20万円を奨励し、併せて50万円になる。 研究開発費は、1000万円（本数含む）以上の場合、別途70万円を奨励し、併せて100万円になる。 - 事後補助：貫標企業：5万円；サービス機構：2万円。
権利活用（商品化）支援	なし
AI、IoT関連促進策	- 広州市特許実施効益賞：3万円。 - 特許権は、広州市で実施された場合、一定的な条件に合致した場合、奨励金を支給する。国家金賞：20万円；国家優秀賞：10万円；省金賞：8万円；省優秀賞：5万円。
中小企業、ベンチャー企業支援	IAB（新世帯情報技術、AI、生物医薬）産業への優遇策： 研究開発機構：国家級：1億円；省級：2000万円；市級：800万円。 先頭企業は、国の重大プロジェクトを担当する場合：国家投資資金の10%（最高100万円）を支援。 毎年10億元資金をIABに支援する。 IAB産業新成果を現地で商品化された場合：最高1000万円の資金支援。 大中IAB企業の増資と生産拡大に支援し、プロジェクト投資総額の20%を支援する（500万円を超えない）。企業の固定資産投資の利息について、補助する。最長3年、累計500万円を超えない。 IAB先頭企業は広州市へ引っ越しされ、地域本部基準規模になる場合、総合的な支援する。 IAB企業に土地使用の便利を与える。 情報技術集成、生産過程知能化、電子商取引のイノベーション、工業クラウドとビッグデータ等情報化アップデートプロジェクトについて、優秀のを選んで、投資総額の20%（200万円を超えない）支援する。
外資系企業支援	- 銀行は中小企業の特許質権融資サービスに伴うリスクを補償するために、補償基金を設立した。基金総額が4000万円（中央財政：1000万、市財政：3000万）、期限：5年。 - 銀行貸し付け金を取得した中小企業に対して、利息補助金を与える。補助金額は、すでに支出した利息総額の15%を超えない。一企業年度補助額は、100万円を超えない。 - 中小微企業向けの優遇策：万元単位で、一企業は、300万円を超えない程度でイノベーション券を申請でき、それを使って、政府指定のサービス機構で関連サービスを購入できる。 - 中小ハイテック技術企業の融資コストを削減する。 定める条件に合致する中小企業は、小巨人企業として入選し、60万円補助金を取得できる。 - 条件に合致する中小微IAB企業：直接株権投資（3000万円を超えない）又は補助金（500万円を超えない）という方法で支援する。
その他	- 広州市特許金賞：20万円；広州市特許優秀賞：10万円；広州市特許イノベーション貢献賞：3万円；広州市特許実施効益賞：3万円。 - 一等賞：50万円；二等賞：30万円；三等賞：10万円 35歳以下の青年科技イノベーション人材がプロジェクト責任者になる場合、30万円を支給する。

【研究成果】重点地域支援策一覧表 7/10

■深セン市

支援策	深セン市
国内出願&グローバル出願支援	■国内出願： ・公布及び実体審査段階に入った通知書受領後：2,000元／件 ・特許証書受領後：2,000元／件＋1,000元（深センにある専利代理機構または深センで設立した一定規模がある分支機構に委託する場合）＋3,000元（初回特許を出願する企業に限る） ■外国出願（特許証書を取得した場合に限る） ・米国、欧州連盟及び日本等の出願：4万元／件 ・その他の国や地域の出願：2万元／件 ※1件につき、最大2つの国又は地域を助成する。 ※外国での発明専利に対する助成は納税額によって分類助成を実施する。同一出願人の前年度の実際納税額が1億元以下（1億元を含む）の場合、年度の総助成額は100万元を超えない。1億元以上5億元以下（5億元を含む）の場合、500万元を超えない。5億元以上10億元以下（10億元を含む）の場合、1,000万元を超えない。10億元以上の場合、2,000万元を超えない。国家知的財産示範企業、国家知的財産優位企業に選ばれた場合、この限りではないが、同一出願人は2,000万元を超えてはならない。 ■PCT出願 ・国際検索を受けた後：1万元／件
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	1. A類企業（附属書1参照）—所屬業界の中核的専利を保有し、知的財産管理制度が健全で、知的財産権を上手に運用して本企業の中核的競争力を向上させることができる。 2. B類企業（附属書2参照）—既に発明専利を出願し、ある程度の研究開発能力を有するが、模倣、追従段階にあり、知的財産管理、運用能力は向上する必要がある。 3. C類企業（附属書3参照）—まだ発明専利を出願しておらず、研究開発能力が弱く、知的財産意識は強くなく、原動力は足りない。 A類企業に対し知的財産の身近保護サービス計画を実施する。 B類企業に対し知的財産能力向上計画を実施する。 C類企業に対し専利突破計画を実施する。
リスク管理、権利行使サポート	なし
権利活用（商品化）支援	なし
AI、IoT関連促進策	関連政策『深セン市人民政府：「インターネット＋」行動計画の印刷・配布に関する通知』、『深セン市国民経済・社会発展第13次五ヵ年計画綱要』、『深セン市工業インターネット発展行動計画（2018-2020年）及び関連政策措置』、『深セン市：「インターネット＋流通」行動計画の更なる推進に関する実施プラン』、『深セン市ビッグデータ発展促進行動計画（2016-2018年）』、『深セン市情報化発展「第13次五ヵ年」計画』、『深セン市人民政府：情報化発展の加速化に関する若干の意見』 （促進政策支援のみ、特に支援金の規定なし）
中小企業、ベンチャー企業支援	深セン市保険会社に専利保険を付保した深セン市の微小零細企業に対する専利保険付保保険料の助成： （一）専利保険付保保険料の助成基準は付保企業の実際に支払った保険料金額の全額を助成するが、付保専利が発明専利である場合、1件あたりの助成金は1万元を超えず、実用新案又は意匠である場合、1件あたりの助成金は8,000元を超えない。 （二）同一企業に対する1年間の累計専利保険料助成金は20万元を超えない。
外資系企業支援	なし
その他	■「深港革新圏」計画プロジェクトに関する助成：財政助成金は主に器械設備消耗品、専利及び監査費用、科学研究その他の費用、労務費及び業績に応じた報酬に用いられる。社員の給与及び一般事務支出に用いてはならない。A類、B類、D類プロジェクトに対する深セン市財政の最高助成額はプロジェクトあたり300万人民元とする。 ■重大科学技術計画プロジェクト：1,000万元以上を助成する

【研究成果】重点地域支援策一覧表 8/10

■珠海市

支援策	珠海市
国内出願&グローバル出願支援	2012年 ・中国国内発明：8000元/件/企業、5000元/件/個人。 ・海外発明：30000元/件/US, JP, EU, 欧州連合国家； 20000元/件/其他国家。 2つ以上の国家に出願される発明である場合、2つ国家の発明出願費用しか援助しない。会社毎に毎年度に貰えられる支援金は200万円を超えない。 ・2012申請条件：会社と個人 代理事務所と代理人が申請不可。共同出願の場合、第一発明者が申請可が、第二申請者が申請不可。 ・2012提出期限：権利証書が配布される一年以内に申請する。一年後に放棄と見做す。 2019年 ・中国国内発明：13000元/件/企業、グループ及びその他組織、毎年度に最大500万円；5000元/件/個人；1000元/件/代理事務所、毎年度に最大10万円。 ・海外発明：30000元/件/US, JP, EU, 欧州連合国家；20000元/件/其他国家。2つ以上の国家に出願される発明である場合、2つ国家の発明出願費用しか援助しない。 ・前年度に《企業知識産権管理規範》（国家標準GB/T29490-2013）認証を獲得する本市企業に対して、且つ認証を獲得する年度内に発明申請が3件及び3件以上を達する場合、各区から企業ごとに最低5万円の奨励金を与える。 ・奨励金：市レベルIP優秀企業に10万元奨励；省レベルのIP優秀企業に30万元、20万元奨励；国レベルのIP優秀企業に50万元、30万元奨励。 ・中国特許金賞/優秀賞 省奨励金の60%を更に与える。 ・金融機構と知識産権担保融資をする時に発生する利子及び評価代、担保代、保険代等費用を補助する。 担保融資ローンを返金完了後に、実際発生する正常利子と費用の50%に基づいて一次補助する。当年度内の補助金は累計30万円を超えない。その他補助政策規定にも同時に合致すれば、重複禁止原則によって企業が自由選択。 ・発明執行保険等発明関連保険を購入した企業に対して、保険の掛け金の50%を補助する。最高500万円を超えず。 ・IPサービス機構（支社込み）が企業に対してIP技術ガイド又はIP リスク審査評価分析を展開して報告書を作って、検収されて、且つ項目実施に運用される場合、各プロジェクトに20万円を補助する。 ・前年度に新設立、且つ前年度に発明代理20件及び20件以上、申請率100%の新設代理機構に対して、現地機構に10万円を与え、支社に5万円を奨励する。全部一次奨励である。
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	・ハイテク企業認定済み、援助金10万元（一回限り） ・重点領域：工作機械種類の製造業、ハイブリッドカー、ロボット、ハイエンド海洋工程装備、軌道交通装備、汎用航空及び衛星応用、省エネ—環境保護装備、光電装備、ハイエンド医療装備 ・株主投資パターン： 財政資金で直接投資して、最大総株主の30%を超えない。 ・手形の割引パターン：投資金額3000万元 - 1億元、手形の割引 1年：1億元 - 3億元、手形の割引 2年：3億元-5億元、手形の割引 3年。 ・補助パターン：固定資産への投資額が既に固定資産投資金の50%を超えるプロジェクト、固定資産投資総額の5%~10%を分割補助する。
リスク管理、権利行使サポート	なし
権利活用（商品化）支援	なし
AI、IoT関連促進策	なし
中小企業、ベンチャー企業支援	・融資ローンプロジェクトに手形を割引ことができるが、詳細金額に関する政策内容がない。 ・初回出願の中小企業に補助金を与える。 ・年に授權発明が10件以上を達し、且つ30%以上の伸び率がある中小企業に奨励補助金を与える。 ・2017年度の専用補助金は計134万であり、香洲区99万元、高新区35万元。 ・2018年度の専用補助金は計1464万であり、香洲区1108万元、斗門区25万、金湾区84万、高新区171万、高欄港区43万、横琴新区11万、保税區22万。 ・ハイテクの中小企業認定もあるが、資金又は政策優遇内容がない。政府ファイル名から見て、資金優遇内容があるようだ。
外資系企業支援	なし
その他	

【研究成果】重点地域支援策一覧表 9/10

■蘇州市

支援策	蘇州市
国内出願&グローバル出願支援	・初回発明登録になった場合、3000元/件を付与する ・発明特許を10件以上(10件を含む)1000元/件を付与する ・PCT経由 米国、EU加盟国、イギリス、日本、韓国などの先進国において特許登録になった場合、最高2万元/件の奨励金を付与する、同一出願人の年度奨励経費最高100万元を付与する - 国際検索結果を取得した後、最高1万元/件を付与する、個人出願の場合は、最高3000元/件を付与する →同一企業年度取得した国内特許支援金、発明登録奨励金などの合計奨励経費は最高200万元
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	・国家知的産権優位企業を取得された場合50万元を付与し、国家知的産権模範企業を取得された場合、100万元を付与する。同時取得された場合は、100万元から50万元を除去する
リスク管理、権利行使サポート	・重大影響のある知的産権紛争案に対し、勝訴当事者に経費を提供する。援助金額は訴訟総額の30%、総額は200万元を超えない ・製品技術分析報告、無効証拠の準備に経費を援助する。最高2万元を超えない。
権利活用（商品化）支援	なし
AI、IoT関連促進策	・認定された省レベル智能工場に対し、50万元～100万元の奨励金を付与する。智能製造、IoT関連国際標準、国家標準を制定する企業に対し、一定の奨励金を付与する
中小企業、ベンチャー企業支援	・“雛鷹計画”、“瞪羚計画”が実施され、毎年2億円の補助金を手配している
外資系企業支援	・国際企業、海外知名大学及び研究機関が蘇州市に研究開発センターを設立することは大歓迎、国際企業が蘇州に設立した研究開発総部に応援を与える
その他	・企業開発準備金制度の設立。要求に適應する企業は研究費用の最高10%、最高500万元の補助金を付与する

【研究成果】重点地域支援策一覧表 10/10

■ 杭州市

支援策	杭州市
国内出願&グローバル出願支援	・国内職務発明 5000元/件 国内非職務発明 5000元/件 ・日本、欧州、アメリカ 発明 3万円/件 その他の国 発明 1万円/件 ・実案 600万円を分配 ・意匠 200万円を分配 ・初めて専利権を取得した場合 2,000元 ・初めて発明専利権を取得した場合 1万元 ・市長杯 金賞20万元 銀賞10万元 銅賞5万元 優秀賞1万元
重点産業/ハイテク企業/技術先進型サービス企業認定、税金の優遇政策	・2017 年市重大科学技術イノベーションプロジェクト申告課題 59 件、その中に新世代情報技術課題 28 件、新エネルギー自動車智能化及び電池管理技術課題 3 件、ロボット、智能制御技術と高級特殊装備課題 11 件、新材料課題 4 件、生物と新医療課題 4 件、医療機器課題 5 件、省エネ・環境保護技術課題 4 件。 ・(1)市場を方向付けるようなプロジェクト：開発投資額の 15% を超えない援助を行い、最高 300 万円を超えない。(2)事業単位が負担するプロジェクト：開発投資額を全額援助、最高200 万円を超えない。
リスク管理、権利行使サポート	・模範（優秀）企業で、5万元以上投資して専利データベースを作った場合、2万元補助 ・経済困難な場合、権利保護代理費用50%補助。（自然人の場合、3万円を超えない。法人の場合、10万円を超えない。） ・涉外事件や重大な影響のある事件で勝訴した場合、代理費用50%補助。（50万円を超えない。） ・裁判所や行政執行部門に訴えが受理された場合、代理費の25%補助。（自然人の場合、1.5万円を超えない。法人の場合、5万円を超えない。勝訴後1年後残りの部分を補助） ・専利執行保険（合理的調査費用と法律費用の補助）：杭州市専利パイロット模範企業の場合、1件目全額補助、2件目50%補助。非杭州市専利パイロット模範企業の場合、每件50%補助。CNIPAの専利質抵当権通知書を取得した場合、全額補助。中国専利賞か浙江省専利賞を受賞した場合、全額補助。以上は、1年1回。1企業で合計5件を超えない。
権利活用（商品化）支援	・中国専利金賞か中国意匠金賞を授与され、且つ杭州市で産業化した場合 30万元 ・中国専利優秀賞か中国意匠優秀賞を授与され、且つ杭州市で産業化した場合 10万元 ・市級以上の専利パイロット模範企業が専利を担保に融資を受ける場合、利息の20%を補助。
AI、IoT関連促進策	・重点領域：デジタルセキュリティ、AI機器、工業インターネット、車のネットワーク化、センサー、AIハードウェア、スマートホーム ・組織プランニングを強化する、政策による支持を最適化する、基礎的な保障の完全にする、ハイエンド人材を集める。
中小企業、ベンチャー企業支援	・トレーニングプロジェクト。
外資系企業支援	なし
その他	・国家級知財権優秀または優秀企業に選ばれた場合 10万元 ・知財権規範管理を展開する企業 5 万元